

平成 30 年度「だし活」減塩ビジネス推進事業連携企業募集要項

この要項は、平成 30 年度だし活！減塩ビジネス推進事業の実施にあたり、本県の健康寿命の延伸のため「無意識の減塩」環境づくりに協力できる減塩総菜等を製造販売する企業に対し広く希望者を募集し、総合的な審査により連携企業を選定するために必要な事項を定める。

1 事業の目的

県では、県産だしを活用し、おいしく減塩を推進する「だし活」の普及・定着に取り組んでいるが、減塩に関心が低い若い世代の「だし活」認知度が低く、無関心層の減塩が課題として残されている。

このため、「できるだし」を始めとした県産だし等の活用により、惣菜等の減塩を進め、消費者が食生活を変えなくても減塩できる「無意識の減塩」環境づくりを推進するために、栄養学を専門とする青森県立保健大学（以下、「大学」という。）に調査研究を委託し、県内の小売企業の協力を得て、「無意識の減塩総菜」を開発・テスト販売を行い、「無意識の減塩」環境を作るための調査研究を行う。

上記研究結果を、「無意識の減塩」環境づくり及び県民への「だし活」普及啓発に科学的根拠として活用し、県民の減塩推進に資する。

2 事業の概要

スーパー・量販店、食堂等において、販売実績のあるメニュー（総菜等）を大学と連携しながら選定又は新規開発し、その食品について、段階的に、塩分量を減らしていきながら加工食品の売り上げ推移を検討する。このことを通じて、消費者の味覚を慣れさせつつ、「無意識の減塩」を実現するための諸条件を検討し、企業のビジネスモデルとしても定着させるための方策を見出す。

3 応募資格

- ①県民の健康づくりと減塩に関心のある企業であること。
- ②県及び県立保健大学と連携し、調査研究に協力できること。
- ③調査研究に既成商品又は新たに開発する商品を提供することができること。
- ④調査研究に供した商品の売上等に影響が及んだ場合でも、県及び県立保健大学に損失補てん等を求めないこと。
- ⑤研究により得られた結果は、一定の条件（例：企業の内部情報等については県及び県立保健大学は守秘義務を負う）に基づき公開し、県内で幅広く活用・展開することに同意できること。

4 募集企業数、募集開始及び応募方法

(1) 募集企業数

予算の範囲内に応じて複数社

(2) 募集期間

平成 30 年 6 月 4 日から平成 30 年 6 月 29 日

(3) 応募方法

別添応募様式 1 (エントリーシート) に、調査研究に協力できる加工食品及び調査研究協力に係る経費の積算を明記のうえ、郵送またはメールにて申し込むこと。

(4) 提出書類

①応募様式 1 (エントリーシート)

②会社の概要がわかるもの

(5) 提出部数

1 部

(6) その他

提出に必要な費用は提出者の負担とする

提出された応募書類は返却しない

5 審査方法

書類審査による

6 選考結果の通知

選考結果は、平成 30 年 7 月 11 日までに、採否を問わず応募者に対して文書により通知する。

7 問い合わせ先・応募窓口

青森県農林水産部総合販売戦略課地産地消グループ (県庁北棟 5 階)

〒030-8570 青森市長島 1 丁目 1 番 1 号

電話 : 017-734-9572 / FAX : 017-734-8158

E-mail : hanbai@pref.aomori.lg.jp